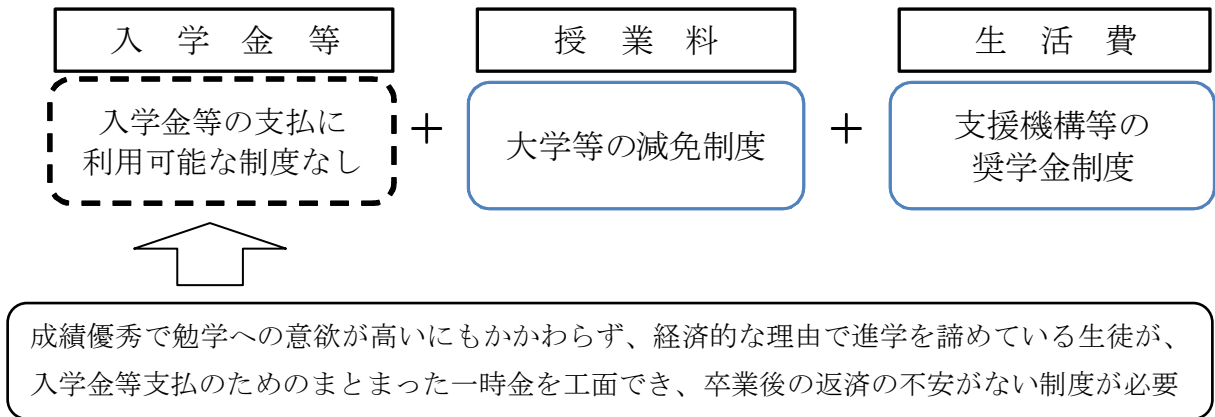


# 県内大学奨学金給付事業について

高校教育課

## 1 目的

- (1) 意欲や能力が高いにもかかわらず、経済的な理由で大学・短大への進学が困難な生徒を支援
- (2) 県内の高等教育全体の振興（高等教育を受ける機会を保障し、優秀な人材を県内に確保）



## 2 事業内容

支給対象者	保護者等が県内に居住する県内高校卒業見込者で、県内大学・短大に進学する者 (ただし、医学及び看護系の学科は、県による既存の奨学金制度があるため除く。)
支給要件	ア 市町村民税所得割の非課税世帯（標準世帯（4人）：年収約250万円以下） イ 申込時までの高校の成績が5段階評価で平均値3.5以上 ウ 勉学への意欲が高いこと（レポート提出等）
支給形態	給付
支給時期	合格発表後（大学への入学金納入期限前）
支給額	上限30万円 (入学以前の必要経費（入学金、受験料）の実費相当額)
支給人数	30人程度
他制度との併給	可

## 3 予算額

7,500千円（一般財源）